



2014年10月31日

各 位

会 社 名 GMOクリックホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 鬼 頭 弘 泰  
問 い 合 せ 先 執行役 財務・IR担当 山 本 樹  
T E L 0 3 - 6 2 2 1 - 0 1 8 3

会 社 名 株式会社FXプライムbyGMO  
代 表 者 名 代表取締役社長 安 田 和 敏  
( J A S D A Q ・ コード番号 8 7 1 1 )  
問 い 合 せ 先 取締役経営管理部長 江 頭 宏 一  
T E L 0 3 - 5 4 8 9 - 7 1 3 2

GMOクリックホールディングス株式会社による株式会社FXプライムbyGMOの  
完全子会社化に関する株式交換契約の締結についてのお知らせ

GMOクリックホールディングス株式会社（以下「GMOクリックホールディングス」といいます。）と株式会社FXプライムbyGMO（以下「FXプライムbyGMO」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、GMOクリックホールディングスを株式交換完全親会社とし、FXプライムbyGMOを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、平成26年12月のGMOクリックホールディングス臨時株主総会（会社法第319条第1項の規定に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含みます。以下、GMOクリックホールディングスの場合について同じです。）での承認及び平成26年12月24日開催予定のFXプライムbyGMO臨時株主総会での承認を受けた上で、平成27年4月1日を効力発生日として行われる予定です。

本株式交換の効力発生日である平成27年4月1日には、本株式交換基準時（後記2.（3）（注2）において定義されます。）におけるFXプライムbyGMOの株主（但し、GMOクリックホールディングスを除きます。）の皆様に対して、GMOクリックホールディングスの普通株式（以下「GMOクリックホールディングス株式」といいます。）が交付される予定です。GMOクリックホールディングス株式につきましては、GMOクリックホールディングスがテクニカル上場を申請し、平成27年4月1日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場することを予定しております。つまり、本株式交換の効力発生日以後、投資家の皆様は、GMOクリックホールディングス株式をJASDAQで売買することが可能となります。

なお、FXプライムbyGMOの普通株式（以下「FXプライムbyGMO株式」といいます。）は、東京証券取引所JASDAQにおいて、平成27年3月27日付で上場廃止（最終売買日は平成27年3月26日）となる予定です。しかしながら、前段のとおり、FXプライムbyGMOの株主の皆様に対しては、本株式交換の効力発生日以後も、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

#### 1. 本株式交換の目的

GMOクリックホールディングスは、完全子会社であるGMOクリック証券株式会社（以下「GMOクリック証券」といいます。）の持株会社として、GMOクリックホールディングス及びその子会社・関連会社（以

下「GMOクリックホールディングスグループ」といい、FXプライムbyGMOを除くGMOクリックホールディングスグループを「GMOクリックホールディングスら」といいます。)にて構成される企業集団の事業多角化の推進に加え、コーポレートガバナンスの機能強化を目的として、平成24年1月に設立されました。GMOクリックホールディングスグループは、日本国内において、主としてインターネット証券事業、外国為替証拠金取引事業を展開しているGMOクリック証券、外国為替保証金取引(いわゆる外国為替証拠金取引)事業を展開するFXプライムbyGMO等により、また、香港にて外国為替証拠金取引事業を展開するGMO CLICK HONG KONG LIMITED、証拠金取引方式での貴金属取引事業を展開するGMO CLICK Bullion Limited、英国にて外国為替証拠金取引事業、証拠金取引方式での株価指数、コモディティ取引事業等を展開するGMO CLICK UK LIMITED等により構成されており、国内外において個人投資家向け金融サービス事業を展開しております。また、GMOクリックホールディングスの完全親会社であるGMOインターネット株式会社及びその子会社・関連会社にて構成される企業集団は、「すべての人にインターネットを」というコーポレートキャッチのもと、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット証券事業、モバイルエンターテインメント事業、インキュベーション事業を中心に、インターネット関連事業への展開を図っており、GMOインターネット株式会社の株式は平成17年6月より東京証券取引所市場第一部に上場しております。

他方、FXプライムbyGMOは、個人投資家向けのインターネットを通じた外国為替保証金取引を中心とした外国為替取引を主たる事業としてしています。FXプライムbyGMOは、平成15年9月の設立当初よりコンプライアンスとシステムの安定性に重点を置いた経営をモットーとしており、平成19年1月にISMS(情報セキュリティ国際規格)認証[ISO/IEC27001:2005]を取得し、平成21年9月には苦情対応マネジメントシステム[ISO10002]への適合を宣言し、また、同年11月にはITSMS(ITサービスマネジメントシステム国際規格)認証[ISO/IEC20000-1:2005]を取得しております。また、FXプライムbyGMOは、豊富な金融情報、上場会社としてのブランドや信用力、システムの安定性等を武器に、堅実な経営を実践してまいりました。

このような状況の中、GMOクリックホールディングスは、FXプライムbyGMOが有する上場企業としてのブランドや信用力、システムの安定性、及びGMOクリックホールディングスらが有する取引条件面での競争優位性といった両社の強みを組み合わせることにより、GMOクリックホールディングスら及びFXプライムbyGMOのお客様基盤の拡大及び収益性の向上を実現することができるとともに、継続的な企業価値向上を達成できるものと考えて、平成24年9月に公開買付けによりFXプライムbyGMO株式の議決権の総数の77.92%(発行済株式総数の76.04%)を取得し、FXプライムbyGMOを連結子会社としております。

連結子会社化後の企業価値向上に向けた取組みにより、平成26年3月期には過去5事業年度中で最高益を達する等、一定の成果を得ることが出来ております。しかしながら、現在の外国為替証拠金取引業界においては、お客様の獲得及び取引高の拡大を目的とした業者間の価格競争が進み、業界を取り巻く事業環境は一段と厳しさと変化のスピードが増している状況にあることから、GMOクリックホールディングスは、FXプライムbyGMOに対し、平成26年8月に、本株式交換を含めた今後の両社の最適な協業体制のあり方について協議を申入れ、両社は、GMOクリックホールディングスらが保有する人材、システム開発・運用のノウハウ、効率的なオペレーションなどの経営資源を、FXプライムbyGMOの事業運営に最大限に活用し、価格競争力の強化、集客力の強化等をより強力に進め、変化への適応能力を高めていくことが、FXプライムbyGMOを含むGMOクリックホールディングスグループ全体の企業価値向上のために必要であるとの認識に至りました。また、両社は、そのためには、①迅速な意思決定及び実行を可能にする体制を構築すること、②経営資源の適切な配分のためにGMOクリックホールディングスグループがより一体となる体制を構築すること、並びに、③FXプライムbyGMO及びGMOクリックホールディングスの完全子会社であるGMOクリック証券は、いずれも外国為替証拠金取引に関するサービスを提供していることから、FXプライムbyGMO株式が上場していることにより生じる潜在的な利益相反を回避することが必要であると判断いたしました。そして、両社は、これらを実現するためには、GMOクリックホールディングスがFXプライムbyGMOを完全子会社化することが最善の策であるとの結論に至り、この度、本株式交換契約を締結することになりました。

本株式交換により、GMOクリックホールディングスは、その保有する経営資源をFXプライムbyGMOの事業運営に最大限活用することができることから、GMOクリックホールディングスグループの経営効率の

向上に資すると考えております。また、FXプライムbyGMOは、GMOクリックホールディングスら各社が有するシステム技術力や経営資源をこれまで以上に有効活用し、GMOクリックホールディングスらとFXプライムbyGMOとのシナジーを追求することにより、より厳しい事業環境にも対応できる効率的な事業運営体制を構築することが可能となると考えております。具体的には以下のような施策の実行を検討しております。

- ① システム技術力の共用による業務オペレーションの自動化  
GMOクリックホールディングスらは、高いシステム技術力をベースに業務オペレーションの自動化を推進することにより、低コストでの事業運営を実現しており、そのノウハウを効率的に活用することで、FXプライムbyGMOにおける業務オペレーションの自動化及び事業運営コストの低減の実現を目指します。
- ② システム技術力の共用によるシステムの開発、運用及び保守業務の効率化  
GMOクリックホールディングスらは、上記①に記載のとおり、高いシステム技術力を蓄積し、システム開発から運用、保守業務までを低コストかつ迅速に実施しており、そのノウハウを効率的に活用することで、FXプライムbyGMOのシステム開発、運用及び保守業務におけるコストの低減と事業運営の迅速化の実現を目指します。
- ③ バックオフィス部門の連携強化による業務効率化  
GMOクリックホールディングスグループには、GMOクリック証券、FXプライムbyGMOをはじめとして、6社の金融事業会社が存在していることから、バックオフィス部門の連携強化による業務効率化の余地が大きく、これを実施することでグループ全体の経営効率の向上を目指します。
- ④ 外国為替証拠金取引業務におけるノウハウの共有  
GMOクリック証券は、業界最安値水準の低スプレッド、ユーザビリティの高いツールの提供などにより外国為替証拠金取引業界において世界トップクラスのシェアを有しており、また、これまで培ってきた効率性の高いオペレーションノウハウは業界トップクラスであると自負しております。このようなノウハウをFXプライムbyGMOに提供することで、FXプライムbyGMOの顧客基盤の拡大及び収益率の向上を目指します。
- ⑤ 重要事項の意思決定の迅速化・実行の迅速化  
上記①から④の施策について、FXプライムbyGMOを完全子会社化することで、より迅速かつ円滑に意思決定・実行が可能になると考えております。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成26年10月31日
本株式交換契約締結日（両社）	平成26年10月31日
臨時株主総会基準日公告日（FXプライムbyGMO）	平成26年11月1日
臨時株主総会基準日（FXプライムbyGMO）	平成26年11月15日（予定）
本株式交換承認臨時株主総会（FXプライムbyGMO）	平成26年12月24日（予定）
最終売買日（FXプライムbyGMO）	平成27年3月26日（予定）
上場廃止日（FXプライムbyGMO）	平成27年3月27日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成27年4月1日（予定）
上場予定日（GMOクリックホールディングス）	平成27年4月1日（予定）

- (注1) 上記日程は、手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更される場合があります。
- (注2) GMOクリックホールディングスは、平成26年12月中に、本株式交換について臨時株主総会の承認を受けることを予定しております。
- (注3) GMOクリックホールディングスは、本株式交換に伴い、FXプライムbyGMOの株主の皆様に対して割り当てられるGMOクリックホールディングス株式に端数が生じることを避けるとともに、FXプライムbyGMOの株主総会において議決権を行使できた株主が、本株式交換により、本株式交換の効力発生後、GMOクリックホールディングスの株主総会において議決権を行使できなくなることを避けるために、平成26年12月23日(予定)を基準日、平成26年12月24日(予定)を効力発生日として、基準日の最終の株主名簿に記載された株主の保有するGMOクリックホールディングス株式を、1株につき6.25株の割合をもって分割する株式分割(以下「本株式分割」といいます。)を行う予定です。また、GMOクリックホールディングスは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、単元株式数を100株とする定款変更を行う予定です。

## (2) 本株式交換の方式

本株式交換は、GMOクリックホールディングスを株式交換完全親会社、FXプライムbyGMOを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、完全親会社となるGMOクリックホールディングスについては平成26年12月の臨時株主総会の決議により、FXプライムbyGMOについては平成26年12月24日に開催予定の臨時株主総会の決議により、それぞれ承認を受けた上で、平成27年4月1日を効力発生日として行う予定です。

## (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	GMOクリックホールディングス (株式交換完全親会社)	FXプライムbyGMO (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	1 (ご参考：本株式分割を考慮しない場合) 0.16
本株式交換により 交付する株式数	GMOクリックホールディングス株式：1,788,409株 (予定)	

### (注1) 株式の割当比率

GMOクリックホールディングスは、上記2.(1)(注3)のとおり、平成26年12月23日を基準日(予定)、平成26年12月24日を効力発生日(予定)として、本株式分割を行うことを予定しており、上記割当比率及びGMOクリックホールディングスが交付するGMOクリックホールディングス株式数は、本株式分割の効力発生を前提としております。株式分割を考慮しない場合の割当比率は1:0.16となりますが、本株式分割を行わない場合には、本株式交換に伴って交付されるGMOクリックホールディングス株式数が1株未満となるFXプライムbyGMOの株主が多数生じるとともに、FXプライムbyGMOの株主総会において議決権を行使できた株主で、本株式交換により、本株式交換の効力発生後、GMOクリックホールディングスの株主総会において議決権を行使できなくなる株主が多数生じることとなるため、本株式交換の効力発生に先立ち、本株式分割を行った上で、FXプライムbyGMO株式1株に対して、GMOクリックホールディングス株式1株を割当て交付します。但し、GMOクリックホールディングスが保有するFXプライムbyGMO株式(平成26年10月31日現在6,311,501株)については、本株式交換による株式の割当てを行いません。なお、上記割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

### (注2) 本株式交換により交付する株式数

GMOクリックホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりGMOク

リックホールディングスがF Xプライム b y GMOの発行済株式（但し、GMOクリックホールディングスが保有するF Xプライム b y GMO株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「本株式交換基準時」といいます。）におけるF Xプライム b y GMOの株主（但し、GMOクリックホールディングスを除きます。）に対して、GMOクリックホールディングス株式1,788,409株（予定）を割当て交付する予定です。GMOクリックホールディングスは、本株式交換に際して、普通株式1,788,409株を新たに発行する予定です。なお、F Xプライム b y GMOは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換基準時の直前の時点において保有する自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってF Xプライム b y GMOが取得する自己株式を含みます。）の全部を、当該買取りの効力が生じた後、本株式交換基準時の直前の時点をもって消却する予定であり、F Xプライム b y GMOが本株式交換基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式数等により、GMOクリックホールディングスが本株式交換により交付するGMOクリックホールディングス株式数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、GMOクリックホールディングスの単元未満株式（上記2.（1）（注3）のとおり、GMOクリックホールディングスは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、単元株式数を100株とする予定です。）を保有することになるF Xプライム b y GMOの株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、GMOクリックホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

また、GMOクリックホールディングスは、本株式交換の効力発生日までに、会社法第194条第1項の規定及びGMOクリックホールディングスの定款の定めに基づく単元未満株式の買増制度（GMOクリックホールディングスの株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数のGMOクリックホールディングス株式を、GMOクリックホールディングスから買い増すことを請求することができる制度）を採用する予定であり、本株式交換に伴いGMOクリックホールディングスの単元未満株式を保有することになるF Xプライム b y GMOの株主は、上記単元未満株式の買増制度を利用することも可能となる予定です。

なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

F Xプライム b y GMOは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.に記載のとおり、GMOクリックホールディングスは、F Xプライム b y GMOに対し、平成26年8月に、本株式交換を含めた今後の両社の最適な協業体制のあり方について協議を申し入れ、両社は、GMOクリックホールディングスらが保有する人材、システム開発・運用のノウハウ、効率的なオペレーションなどの経営資源を、F Xプライム b y GMOの事業運営に最大限に活用し、価格競争力の強化、集客力の強化等をより強力に進め、変化への適応能力を高めていくことが、F Xプライム b y GMOを含むGMOクリックホールディングスグループ全体の企業価値向上のために必要であるとの認識に至りました。また、両社は、そのためには、①迅速な意思決定及び実行を可能にする体制を構築すること、②経営資源の適切な配分のためにGMOクリックホールディングスグループがより一体となる体制を構築すること、並びに、③F Xプライム b y GMO及びGMOクリックホールディングスの完全子会社であるGMOクリック証券は、いずれも外国為替証拠金取引のサービスを提供していることから、F Xプライム b y GMO株式が上場していることにより生じる潜在的な利益相反を回避することが必要であると判断いたしました。そして、両社は、これらを実現するためには、GMOクリックホールディングスがF Xプライム b y GMOを完全子会社化することが最善の策であるとの結論に至りました。GMOクリックホールディングスは、下記（4）に記載のとおり、本株式交換における割当比率の公正性

とその他本株式交換の公正性を担保するため、GMOクリックホールディングスの第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始しました。

一方、FXプライムbyGMOは、GMOクリックホールディングスからの提案を受け、下記（４）及び（５）に記載のとおり、本株式交換における割当比率の公正性とその他本株式交換の公正性を担保するため、FXプライムbyGMOの第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所をそれぞれ選定し、GMOクリックホールディングスからの本株式交換に関する検討を開始しました。

GMOクリックホールディングスは、下記（４）に記載のとおり、大和証券から提出を受けた割当比率の算定結果及び助言並びに法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を参考として、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記２．（３）に記載の割当比率が妥当であり、株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

一方、FXプライムbyGMOは、GMOクリックホールディングスからの本株式交換の割当比率の提示に対し、GMOクリックホールディングスから提示を受けた割当比率は、下記（２）②に記載のAGSコンサルティングによる、GMOクリックホールディングス株式の１株あたり株式価値を１とした場合の各算定手法の評価レンジに関して、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく両社の株式の算定結果においては、中央値を下回るものの、評価レンジの範囲内であること、及び、類似会社比較法に基づくGMOクリックホールディングス株式の算定結果と、市場株価法に基づくFXプライムbyGMO株式の算定結果の比較においては、評価レンジのほぼ中央値であることを考慮しつつ、下記（４）及び（５）に記載のとおり、AGSコンサルティングから提出を受けた割当比率の算定結果及び助言、法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの助言、並びに支配株主であるGMOクリックホールディングスと利害関係を有しないFXプライムbyGMOの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている久米雅彦氏並びにGMOクリックホールディングスと利害関係を有しない独立した外部の有識者である中西哲男氏（弁護士、隼あすか法律事務所）及び齊藤健一氏（税理士、税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ）の３名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）から受領した、FXプライムbyGMOの取締役会が、GMOクリックホールディングスから提示を受けた割当比率によって本株式交換を行うことを決議することが、FXプライムbyGMOの少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨の答申書を参考として、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換はFXプライムbyGMOの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの算定結果、助言、答申書等に加え、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因も総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、上記２．（３）に記載の割当比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断し、本日、本株式交換を行うことを決定し、両社間で株式交換契約を締結しました。

## （２）算定に関する事項

### ①算定機関との関係

大和証券及びAGSコンサルティングは、いずれもGMOクリックホールディングス及びFXプライムbyGMOから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ②算定の概要

本株式交換における割当比率の公正性・妥当性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に割当比率の算定を依頼することとし、GMOクリックホールディングスは大和証券を、FXプライムbyGMOはAGSコンサルティングを、割当比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

大和証券は、GMOクリックホールディングス及びFXプライムbyGMOの両社について、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法を採用して算定を行いました。

DCF法は、将来の事業活動の状況を評価に反映するために採用しております。DCF法では、両社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算定しております。

類似会社比較法は、両社には比較可能な上場類似会社が複数存在すると考えたことから採用しております。類似会社比較法では、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業との財務情報、市場株価等に関する比較分析を通じて算定しております。

GMOクリックホールディングス株式の1株あたり株式価値を1とした場合の各算定手法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	割当比率の評価レンジ
類似会社比較法	0.814～1.732 (本株式分割を考慮しない場合：0.130～0.277)
DCF法	0.968～1.521 (本株式分割を考慮しない場合：0.155～0.243)

なお、大和証券は、上記割当比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の割当比率の算定は、平成26年10月30日現在までに入手した情報と経済条件を反映したものであり、また、大和証券に提供された両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、大和証券が提出した割当比率の算定結果は、本株式交換の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

一方、AGSコンサルティングは、GMOクリックホールディングスについては、類似会社比較法及びDCF法を採用し、FXプライムbyGMOについては、市場株価法及びDCF法を採用して算定を行いました。なお、GMOクリックホールディングス株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジの算出に際しては、①DCF法に基づく両社の株式の算定結果を比較するとともに、②GMOクリックホールディングス株式は金融商品取引所に上場しておらず、市場株価が存在しないことから、類似会社比較法に基づくGMOクリックホールディングス株式の算定結果と、市場株価法に基づくFXプライムbyGMO株式の算定結果を比較しております。

類似会社比較法は、GMOクリックホールディングスには比較可能な上場類似会社が複数存在すると考えたことから採用しております。類似会社比較法では、GMOクリックホールディングスとの事業内容の類似性を考慮し、松井証券株式会社、カブドットコム証券株式会社、FXプライムbyGMO、株式会社マネースクウェアHD、株式会社マネーパートナーズグループを類似会社として選定した上、EV/EBIT倍率、EV/EBITDA倍率及びPER倍率を用いて算定しております。なお、類似会社比較法による算定をするにあたり、0%～30%の非流動性ディスカウントを考慮しております。

市場株価法は、FXプライムbyGMO株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから採用しております。市場株価法では、平成26年10月30日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用して算定しています。

DCF法は、将来の事業活動の状況を評価に反映するために採用しております。DCF法については、割引率は株主資本コストを使用し、GMOクリックホールディングスの割引率は10.19%～13.19%を採用し、FXプライムbyGMOの割引率は9.89%～12.89%を採用しております。継続価値の算定に

においては永久成長率法を採用し、両社ともに永久成長率を0%としております。AGSコンサルティングがDCF法による算定において前提とした、GMOクリックホールディングスの財務予測は、主として日本国内での顧客基盤の拡大、英国及び香港における事業拡大によって、売上及び利益が増加することを見込んでおり、その結果、平成28年3月期は、大幅な増益となることを見込んでいます。また、FXプライムbyGMOの財務予測は、新規商品開発及び各種ツールの拡充等による顧客基盤の拡大に伴う取引高増加に加えて、システムコスト等の継続的な固定費削減を中心とした効率的な経費執行によって、売上及び利益が増加することを見込んでおり、その結果、平成28年3月期及び平成29年3月期は、大幅な増益となることを見込んでいます。なお、受領した財務予測には本株式交換の実施によるシナジー効果等の影響は含まれておりません。

DCF法の算定の前提としたGMOクリックホールディングス及びFXプライムbyGMOの財務予測の具体的な数値は、以下のとおりです。

GMOクリックホールディングス		(単位：百万円)		
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	
営業収益	22,906	27,923	29,570	
営業利益	5,490	8,936	9,869	
EBITDA	6,621	10,104	10,881	
フリー・キャッシュ・フロー	4,537	7,754	7,416	

FXプライムbyGMO		(単位：百万円)		
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	
営業収益	2,460	2,977	3,205	
営業利益	133	519	790	
EBITDA	387	741	926	
フリー・キャッシュ・フロー	84	733	688	

GMOクリックホールディングス株式の1株あたりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法 (GMOクリック ホールディングス)	採用手法 (FXプライムby GMO)	割当比率の評価レンジ
類似会社比較法	市場株価法	0.699~1.300 (本株式分割を考慮しない場合：0.112~0.208)
DCF法	DCF法	0.878~1.429 (本株式分割を考慮しない場合：0.140~0.229)

AGSコンサルティングは、上記割当比率の算定に際して両社から受領した事業計画及びヒアリングの実施により聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したこれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、割当比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、AGSコンサルティングは、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

AGSコンサルティングによる割当比率の算定は、平成26年10月30日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、AGSコンサルティングがDCF法による評価に使用した両社の財務予測につ



いては、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

F Xプライム b y GMOは、本株式交換により、その効力発生日である平成27年4月1日をもってGMOクリックホールディングスの完全子会社となるため、F Xプライム b y GMO株式は、JASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成27年3月27日付で上場廃止（最終売買日は平成27年3月26日）となる予定です。上場廃止後は、F Xプライム b y GMO株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。

本株式交換の目的は、上記1. に記載のとおりであり、F Xプライム b y GMO株式の上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、F Xプライム b y GMO株式は、上記のとおり上場廃止となる予定です。しかしながら、GMOクリックホールディングスは、本株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請を行い、GMOクリックホールディングス株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所所有価証券上場規程第2条第73号、第216条の9）により、本株式交換の効力発生日である平成27年4月1日にJASDAQに上場する予定です。そのため、F Xプライム b y GMO株式が上場廃止となった後も、F Xプライム b y GMOの株主の皆様に対して、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

但し、100株未満のF Xプライム b y GMO株式を保有する株主の皆様には、GMOクリックホールディングスの単元株式数である100株（上記2.（1）（注3）のとおり、GMOクリックホールディングスは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、単元株式数を100株とする予定です。）に満たないGMOクリックホールディングスの普通株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、東京証券取引所において売却することはできませんが、上記2.（3）（注3）に記載のとおり、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。

### (4) 公正性を担保するための措置

GMOクリックホールディングスは、F Xプライム b y GMOの議決権の総数の77.92%（発行済株式総数の76.04%）を保有していることから、F Xプライム b y GMOの親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいいます。以下同じです。）に該当いたします。したがって、GMOクリックホールディングス及びF Xプライム b y GMOは、本株式交換における割当比率の公正性を担保するため、上記3.

(1) に記載のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関に割当比率の算定を依頼し、その算定結果及び助言を参考として、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえて交渉・協議を重ねた結果、上記2.（3）に記載の割当比率により本株式交換を行うことを本日開催のそれぞれの取締役会で決議し、最終的に合意いたしました。なお、GMOクリックホールディングス及びF Xプライム b y GMOは、いずれも、第三者算定機関から割当比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

GMOクリックホールディングスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、GMOクリックホールディングス及びF Xプライム b y GMOとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、F Xプライム b y GMOは、本株式交換の法務アドバイザーとして、シティニューワ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、シティニューワ法律事務所は、GMOクリックホールディングス及びF Xプライム b y GMOとの間で重要な利害関係を有しません。

### (5) 利益相反を回避するための措置

GMOクリックホールディングスは、F Xプライム b y GMOの議決権の総数の77.92%（発行済株式総数の76.04%）を保有していることから、上記3.（4）の措置をとることに加え、利益相反を回避す

るために以下の措置を講じております。

F Xプライム b y GMOの取締役のうち、GMOクリックホールディングスの取締役を兼務している山本樹氏及びGMOクリックホールディングスの執行役を兼務している原好史氏は、F Xプライム b y GMOにおける意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、GMOクリックホールディングスとの本株式交換についての協議及び交渉には参加しておらず、また、本株式交換に係るF Xプライム b y GMOの取締役会の審議及び決議にも参加しておりません。

また、F Xプライム b y GMOの監査役のうち、GMOクリックホールディングスの従業員を兼務している若松剛史氏は、利益相反を回避する観点から、F Xプライム b y GMOの立場でGMOクリックホールディングスとの本株式交換についての協議及び交渉には参加せず、また、本株式交換に係るF Xプライム b y GMOの取締役会の審議への参加及び意見表明を行っておりません。

F Xプライム b y GMOの取締役会における本株式交換に関する議案は、F Xプライム b y GMOの取締役のうち上記の山本氏及び原氏を除く4名の取締役の全員一致により承認可決されており、かつF Xプライム b y GMOの監査役3名のうち上記の若松氏を除く2名の監査役が本株式交換に異議がない旨の意見を述べております。

上記の措置に加え、F Xプライム b y GMOは、支配株主であるGMOクリックホールディングスと利害関係を有しないF Xプライム b y GMOの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている久米雅彦氏並びにGMOクリックホールディングスと利害関係を有しない独立した外部の有識者である中西哲男氏（弁護士、隼あすか法律事務所）及び齊藤健一氏（税理士、税理士法人サンク・アンド・アソシエイツ）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、①本株式交換の目的の合理性（本株式交換がF Xプライム b y GMOの企業価値向上に資するかの検討を含みます。）、②本株式交換の条件の妥当性（本株式交換における割当比率の適正性及び本株式交換に係る検討過程・交渉経緯を含みます。）、③本株式交換の透明性・公正性（F Xプライム b y GMO株主利益への配慮を含みます。）、及び④上記①乃至③その他の事項を前提に、本株式交換がF Xプライム b y GMOの少数株主にとって不利益なものではないか（以上については、「支配株主との間に利害関係を有しない者による意見」（東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3）を含みます。）について、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成26年9月29日から平成26年10月30日までに、会合を合計5回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて臨時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、F Xプライム b y GMOから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、F Xプライム b y GMOの企業価値の内容、並びに割当比率を含む本株式交換の諸条件の交渉過程及び決定過程についての説明を受けており、また、AGSコンサルティングから本株式交換における割当比率の評価に関する説明を受けております。また、第三者委員会は、F Xプライム b y GMOの法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本株式交換に係るF Xプライム b y GMOの取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、F Xプライム b y GMOの取締役会が、本株式交換を行うことを決議することが、F Xプライム b y GMOの少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨の答申書を、平成26年10月30日付で、F Xプライム b y GMOの取締役会に提出しております。第三者委員会の意見の概要については、後記8. をご参照ください。

F Xプライム b y GMOは、以上のF Xプライム b y GMOにおける取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、F Xプライム b y GMOの法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から法的助言を受けております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成26年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社						
(1) 名称	GMOクリックホールディングス株式会社	株式会社FXプライムbyGMO						
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘町20番1号	東京都渋谷区桜丘町20番1号						
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 鬼頭 弘泰	代表取締役社長 安田 和敏						
(4) 主要な事業内容	金融持株会社	外国為替保証金取引業						
(5) 資本金	100百万円	1,364百万円						
(6) 設立年月日	平成24年1月4日	平成15年9月24日						
(7) 発行済株式数	普通株式 18,010,400株	普通株式 8,300,000株						
(8) 決算期	3月31日	3月31日						
(9) 従業員数	(連結) 217人	(単体) 40人						
(10) 主要取引先	株式会社スリーエイ・システム 株式会社DSB情報システム 株式会社野村総合研究所	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 ヤマトシステム開発株式会社 TERISS株式会社						
(11) 主要取引銀行	株式会社あおぞら銀行 株式会社三井住友銀行 ドイツ銀行株式会社	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行						
(12) 大株主及び持株比率	GMOインターネット株式会社 100.00%	GMOクリックホールディングス 76.04% カブドットコム証券株式会社 9.87% トッパンエムアンドアイ株式会社 0.48% 山下良久 0.42% 芥好夫 0.37% 楽天証券株式会社 0.25% 金子健一 0.23% 久保田安司 0.22% 日本証券金融株式会社 0.21% 株式会社SBI証券 0.17%						
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>資本関係</td> <td>GMOクリックホールディングスはFXプライムbyGMOの発行済株式総数の76.04%に相当する6,311,501株を保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>本日現在、GMOクリックホールディングスの取締役1名及び執行役1名がFXプライムbyGMOの社外取締役に就任しており、GMOクリックホールディングスの従業員1名がFXプライムbyGMOの社外監査役に就任しております。また、GMOクリックホールディングスよりFXプライムbyGMOに2名の従業員が外向しており、FXプライムbyGMOよりGMOクリックホールディングスへ1名の従業員が外向しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>FXプライムbyGMOはGMOクリックホールディングスとの間で、グループ内の資金効率の向上を目的とした、金銭消費寄託契約及び資金借入契約を締結しており、GMOクリックホールディングスは、FXプライムbyGMOに対し、30億円の融資枠を設定していますが、これまで、使用実績はありません。</td> </tr> </tbody> </table>		資本関係	GMOクリックホールディングスはFXプライムbyGMOの発行済株式総数の76.04%に相当する6,311,501株を保有しております。	人的関係	本日現在、GMOクリックホールディングスの取締役1名及び執行役1名がFXプライムbyGMOの社外取締役に就任しており、GMOクリックホールディングスの従業員1名がFXプライムbyGMOの社外監査役に就任しております。また、GMOクリックホールディングスよりFXプライムbyGMOに2名の従業員が外向しており、FXプライムbyGMOよりGMOクリックホールディングスへ1名の従業員が外向しております。	取引関係	FXプライムbyGMOはGMOクリックホールディングスとの間で、グループ内の資金効率の向上を目的とした、金銭消費寄託契約及び資金借入契約を締結しており、GMOクリックホールディングスは、FXプライムbyGMOに対し、30億円の融資枠を設定していますが、これまで、使用実績はありません。
資本関係	GMOクリックホールディングスはFXプライムbyGMOの発行済株式総数の76.04%に相当する6,311,501株を保有しております。							
人的関係	本日現在、GMOクリックホールディングスの取締役1名及び執行役1名がFXプライムbyGMOの社外取締役に就任しており、GMOクリックホールディングスの従業員1名がFXプライムbyGMOの社外監査役に就任しております。また、GMOクリックホールディングスよりFXプライムbyGMOに2名の従業員が外向しており、FXプライムbyGMOよりGMOクリックホールディングスへ1名の従業員が外向しております。							
取引関係	FXプライムbyGMOはGMOクリックホールディングスとの間で、グループ内の資金効率の向上を目的とした、金銭消費寄託契約及び資金借入契約を締結しており、GMOクリックホールディングスは、FXプライムbyGMOに対し、30億円の融資枠を設定していますが、これまで、使用実績はありません。							

関連当事者への 該 当 状 況	F Xプライム b y GMOは、GMOクリックホールディングスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。
--------------------	--

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決 算 期	GMOクリックホールディングス (連結)		
	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期
連 結 純 資 産	14,562	17,345	19,751
連 結 総 資 産	173,629	299,443	353,374
1株当たり連結純資産(円)	808.57	916.85	1,045.66
連 結 売 上 高	15,399	17,927	21,456
連 結 営 業 利 益	5,535	5,019	5,585
連 結 経 常 利 益	5,542	4,940	5,466
連 結 当 期 純 利 益	2,929	2,889	3,689
1株当たり連結当期純利益(円)	162.64	160.43	204.85
1株当たり配当金(円)	72.56	54.91	85.17
決 算 期	F Xプライム b y GMO (非連結)		
	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期
純 資 産	4,787	3,770	4,159
総 資 産	20,704	21,342	22,769
1株当たり純資産(円)	591.11	465.53	513.53
売 上 高	3,625	2,488	3,024
営 業 利 益	29	△698	457
経 常 利 益	24	△700	452
当 期 純 利 益	4	△1,017	388
1株当たり当期純利益(円)	0.51	△125.57	48.00
1株当たり配当金(円)	2.50	—	23.00

(単位：百万円。但し、特記しているものを除く。)

(注1) 株式所有割合は、F Xプライム b y GMOの平成26年3月31日付の株主名簿に記載された同日現在の同社の発行済株式総数(8,300,000株)を分母にして計算しております(なお、小数点以下第三位を切り捨てしております。)

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	GMOクリックホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都渋谷区桜丘町20番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 鬼頭 弘泰
(4) 事 業 内 容	金融持株会社
(5) 資 本 金	100百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定していません。
(8) 総 資 産	現時点では確定していません。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定です。

## 7. 今後の見通し

本株式交換は、GMOクリックホールディングスを株式交換完全親会社とし、FXプライム by GMOを株式交換完全子会社とする株式交換であり、GMOクリックホールディングス株式は、いわゆるテクニカル上場により、本株式交換の効力発生日である平成 27 年 4 月 1 日に上場する予定です。これについて東京証券取引所が、本株式交換後のFXプライム by GMOが実質的な存続会社でないと認定した場合、東京証券取引所より、本株式交換の効力発生日から実質的存続性の喪失（不適当な合併等）に係る猶予期間入りが見込まれる旨が公表される場合がありますが、その場合には、遅滞なくその旨を公表いたします。

猶予期間に入った後もGMOクリックホールディングス株式の上場は引き続き維持され、本株式交換の効力発生日の属する事業年度の末日から3年間の猶予期間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）内にGMOクリックホールディングス株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。しかしながら、3年間の猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、GMOクリックホールディングス株式は上場廃止となる可能性があります。

但し、GMOクリックホールディングスは、東京証券取引所が定める新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められるための審査を受ける予定であり、本株式交換の効力発生日前において、当該基準に適合すると認められ、猶予期間入りすること自体を避けるべく、万全の体制で準備を行って参ります。

また、FXプライム by GMOは既にGMOクリックホールディングスの連結子会社であることから、本株式交換によるFXプライム by GMO及びGMOクリックホールディングス連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

GMOクリックホールディングスはFXプライム by GMOの総株主の議決権の 77.92%（発行済株式総数の 76.04%）を保有している支配株主であることから、本株式交換は、FXプライム by GMOにとって支配株主との取引等に該当いたします。

FXプライム by GMOは、平成 26 年 6 月 24 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、FXプライム by GMOと親会社であるGMOクリックホールディングスとの関係については、相互の自主性・独立性が確保される範囲において業務上の連携を通じ、業容の拡大、経営の効率化を進めていくことを基本方針とする旨を記載しております。

GMOクリックホールディングスとの取引については、資本関係による制約を受けることはなく、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っております。FXプライム by GMOは、GMOクリックホールディングスらの有する経営資源やノウハウを活用しつつ、独自の路線を維持しております。本株式交換についても、FXプライム by GMOは、上記 3.（4）及び（5）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換における割当比率を決定し、本株式交換を行う予定です。

また、上記 3.（5）に記載のとおり、FXプライム by GMOは、第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、①本株式交換の目的の合理性（本株式交換がFXプライム by GMOの企業価値向上に資するかの検討を含みます。）、②本株式交換の条件の妥当性（本株式交換における割当比率の適正性及び本株式交換に係る検討過程・交渉経緯を含みます。）、③本株式交換の手續の透明性・公正性（FXプライム by GMO株主利益への配慮を含みます。）、及び④上記①乃至③その他の事項を前提に、本株式交換がFXプライム by GMOの少数株主にとって不利益なものではないか（以上については、「支配株主との間に利害関係を有しない者による意見」（東京証券取引所所有価証券上場規程第 441 条の 2 及び同施行規則 436 条の 3）を含みます。）について、意見を諮問いたしました。

その結果、FXプライム by GMOは、平成 26 年 10 月 30 日付で、第三者委員会より、（i）上記①に関しては、本株式交換はFXプライム by GMOの企業価値の向上に資する点があると認められ、本株式交換の目

的は合理的であること、(ii) 上記②に関しては、本取引の条件が妥当であること、(iii) 上記③に関しては、本取引の手続は透明・公正なものであること、及び(iv) 上記④に関しては、本株式交換はF Xプライムb y GMOの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を入手しております。

したがって、本株式交換は、F Xプライムb y GMOの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

以 上